

平成22年度 統計法施行状況報告
(ワークライフバランス部分の抜粋)

別編【基本計画 事項別推進状況】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。
	○ 就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。
(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。

平成22年度中の検討状況又は進捗状況	
○ 就業構造基本調査による把握の可能性を「雇用失業統計研究会」において検討しているところ。	①
○ 「雇用失業統計研究会」(平成22年度中、3回開催)において検討。 ○ 見直しの方向性として、就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析するため、平成24年就業構造基本調査において関連の調査事項の追加等について検討。 ○ 就業と結婚等との関係についてより詳しく分析するため、平成19年就業構造基本調査を活用し、「育児と就業に関する分析」の追加集計等を実施。【以上総務省(統計局)】 ○ 就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握しているが、他の統計調査についても必要な事項がないか、今後も引き続き検討する。 ○ 21世紀出生児縦断調査、21世紀成年人縦断調査については、有識者からなる「縦断調査の充実に関する検討会」を平成21年3月に設置し検討し、平成22年3月に最終とりまとめを行った。 (1)雇用動向調査 入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 (2)縦断調査(現在、実施している主な調査項目) ・ 21世紀出生児縦断調査 就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等 ・ 21世紀成年人縦断調査 就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況) 等 ・ 中高年者縦断調査 就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間) 等【以上厚生労働省】	②
○ 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。 ○ 21世紀成年人縦断調査における新たなコーホートの追加は、財政事情により平成23年度の概算要求に盛り込まれなかったが、平成24年度以降、概算要求することを検討する。	③
○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、平成23年社会生活基本調査において、個人の年間収入や健康状態を把握する調査項目を追加し、実施する予定。	④